

# 意匠権活用事例の検討 — 特許権・実用新案権との併用

平成 25 年度意匠委員会第 2 委員会 活性化部会

岩堀 邦男, 村松 亮子, 垣本 晴彦, 大矢 広文, 小松 悠有子,  
谷村 昌宏, 梅澤 修, 楠 和也, 森 有希, 土野 史隆

## 要 約

2013 年度活性化部会は、昨年度の活動（①特許と意匠の併用、②出願変更）を踏まえ、特許権と意匠権とによって、重層的に争われた侵害事件を検討することとした。

## 目次

1. 昨年度（2012）の活動
2. 今年度（2013 年度）の検討報告
3. 各事件の紹介

### 1. 昨年度（2012）の活動

昨年度は、意匠制度の活性化に関し、「特許と意匠の併用」と「出願変更制度」の観点から検討がされた<sup>(1)</sup>。その内容の概略は以下のとおりである。

#### （1）特許と意匠の併用

「同じ対象について特許出願による特許権化以外に…意匠権を確保」する理由について、「登録意匠の図面に似た出願公開図面」を手がかりに、特許出願と意匠出願が「同一対象」となっている事例を基に検討した。結論として、特許と意匠の併用には、「3つの特徴」を指摘できるとしている。①登録容易、すなわち、意匠登録には、進歩性や記載要件（特 36 条）の要件がなく「比較的登録されやすい」こと、②権利補完、すなわち、「特許の権利範囲の穴を意匠権が補う」こと、③重層的保護、すなわち、発明は技術的思想であり、意匠は物品外観の美的創作であるから、「保護対象との違いを考慮することで特許製品を重層的に保護」できることである。

具体的事例の検討では、①ロボットおもちゃ（意匠登録 1095993 号）について、意匠の権利期間が 20 年で、「早くそして長く権利を取得できている」こと、②自動車おもちゃ（意匠登録 1391371 号）について、「本件特許権は自動車おもちゃの部分的な形状に関するもの」であるが、意匠は「外観全体」で「特許権では権

利行使が不可能な模倣品を意匠権で排除することが可能」であること、③送風機（意匠登録 1313239 号）について、特許と意匠の「図面に示された構造はほとんど同じ」で、「重層的に製品を保護」しているケース等の指摘がある。

#### （2）出願変更制度

活性化第 2 部会では、出願変更における「客体の同一性」について事例を検討し、結論として、「登録意匠を分析する限りでは、…制度は、広めに運用されている」旨指摘している。

「出願変更活用事例」の検討では、①マルチメディア再生装置（不服 2009-2816 号）について、「画像意匠における部分意匠の変更については、意匠審査基準の「明確・具体性」「同一性」を弾力的に解釈し得ることを示したものとして評価できる。」とし、②遊技機用管理機（不服 2006-26021 号）について、「出願人に大きな自由度を認めた判断」と評価している。そして、「原出願の図面を、明細書の記載に基づき変更して意匠とすること、一部の部品を自由に選択して意匠とすることが可能であり、部分意匠の部分の決定についても出願人に大きな自由度が認められている事例も、審決には存在する。」と指摘している。

### 2. 今年度（2013 年度）の検討報告

今年度は、同一の訴訟事件において、意匠権と特許権の侵害が争点となっている事例を中心に分析、検討した。【判決リスト】記載のとおり、平成 12 年以降の裁判例を検討した。その結論として、以下のような指摘ができる。

**(1) 意匠権と特許権の両方で有効な権利主張（効果的保護）ができる可能性がある。**

(ア) 製品の模倣が発生する場合は、具体的な形状等が模倣される場合が多く、特許権の文言解釈では構成が異なってくると特許権侵害が成立しない場合も生ずる。しかし、意匠権は多少相違があっても類似の形状にまで意匠権が及ぶ可能性があり、有効な場合が考えられる。

(イ) また、最終製品は、特許権の請求範囲と異なることもあり、最終製品について意匠出願によって具体的な形状を権利化することが、製品の保護において効果的な場合が考えられる<sup>(2)</sup>。

(ウ) 今回検討した事例においても、特許権侵害は認められなかったが、意匠権侵害が認められている事例がある（例えば、大阪高判平成12年12月1日「薬剤分包機用紙管」、東京地判平成14年9月27日「コンクリート構築用埋込み具」、東京地判平成19年3月23日「取鍋」、知財高判平成22年7月20日「取鍋」など）。

**(2) 侵害製品に対して、意匠権と特許権（複数の権利）で訴えることは、権利の束で攻撃することになり、効果的である。**

(ア) 今回検討した事例をみると、近年、意匠権と特許権との複数権利による訴訟が増加する傾向がある。積極的に効果的な権利主張をしようとする結果と思われる。

(イ) ただし、裁判例をみると、権利侵害は各権利ごとに判断されるので、各権利が有効でなければ意味がない。特許権であっても、意匠権であっても、その権利の強さ（広さ）は各権利ごとに検討されるのであり、各権利が有効なものである必要がある。

**(3) 機能的な製品（装飾的效果を主目的としない製品）において、意匠権と特許権との両方で権利を取得することが有効である<sup>(3)</sup>。**

(ア) 今回検討した裁判例でも、機能的な物品に係る意匠権が多いと評価できる。

(イ) 機能的形態であっても意匠登録を受けることが可能であり、特許権にプラスして意匠権の活用を検討すべきである<sup>(4)</sup>。

(ウ) 部分意匠としても「機能的形態」部分について意匠登録を受けた場合は、その形態について類似する

意匠にまで意匠権が及び、強力な権利となる場合もある。

**(4) 意匠権と特許権の保護内容（意匠と発明）は、その性格が異なる点に留意して権利行使する必要がある<sup>(5)</sup>。**

(ア) 特許権は、「公知技術」については権利が及ばないが、意匠権においては、一部の形態が「公知形態」であったとしても、「意匠全体」が新規であれば意匠登録を受けることができ、「意匠全体」が類似すれば意匠権の効力が及び、具体的な製品形態について効果的に保護する可能性がある。

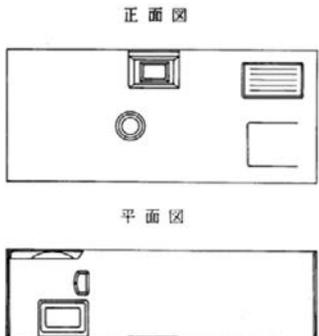
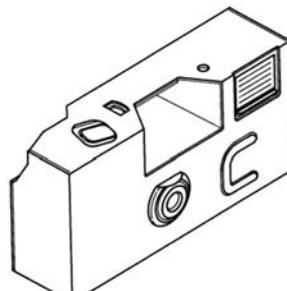
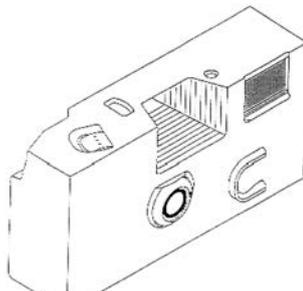
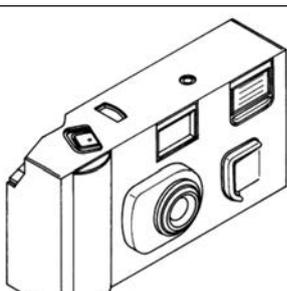
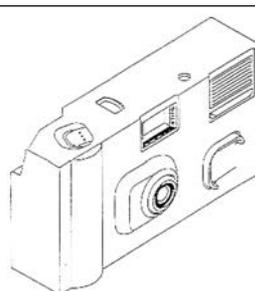
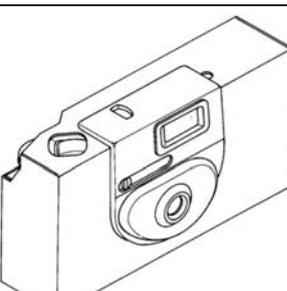
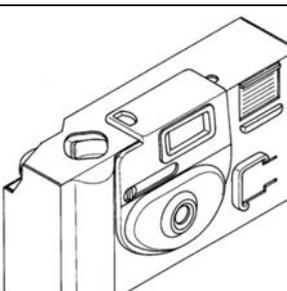
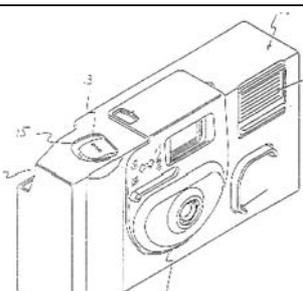
(イ) 特許権は、「公知技術」によって「虫食い」状態の権利となることもあるが、意匠権は登録意匠に類似する意匠の範囲は権利が及ぶ可能性がある。

(ウ) 特許権はクレームの文言解釈で構成が一つでも異なれば侵害とならない。しかし、意匠権は多少の相違点があっても、全体として類似すれば意匠権の効力が及ぶ可能性がある。

(エ) 製品形態の改良・改変がある場合、「技術的效果（作用効果）」が説明できなければ特許とすることはできない。しかし、意匠権の場合は、新規な形態であれば、効果等の説明はなくても保護される可能性がある。

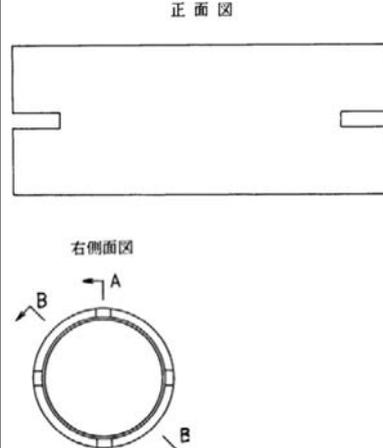
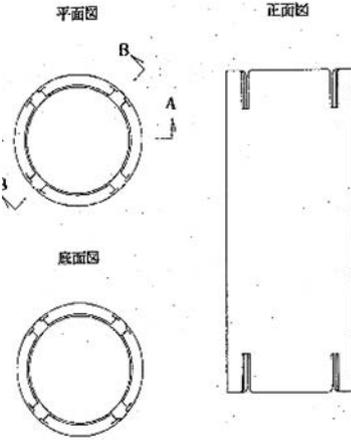
### 3. 各事件の紹介

#### (1) 東京地判平成 12 年 8 月 31 日「カメラ」(意匠類似)

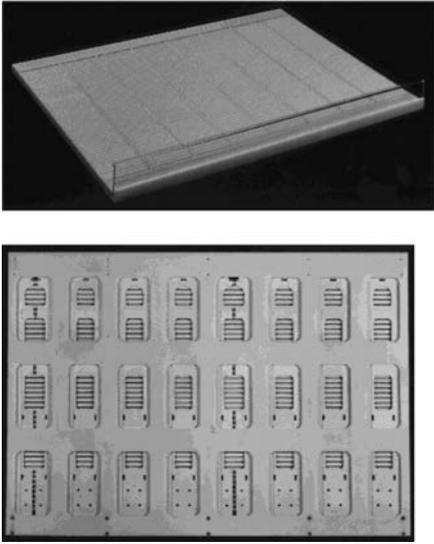
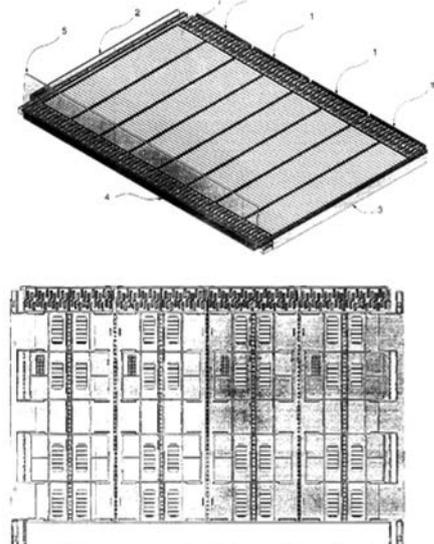
<p>意匠権① 760922 号</p> 	<p>意匠権①類似 7 号</p> 	<p>被告製品 (一)</p> 
<p>意匠権② 913842 号</p> 	<p>被告製品 (二)</p> 	
<p>意匠権③ 919641 号</p> 	<p>意匠権③類似 1 号</p> 	<p>被告製品 (三)</p> 

#### (2) ①大阪地判平成 12 年 2 月 3 日「薬剤分包機用紙管」(意匠類似)

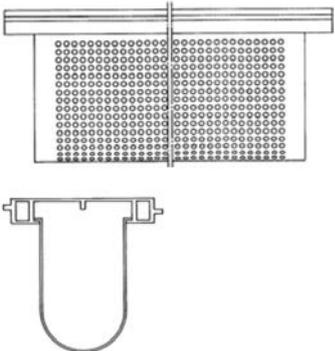
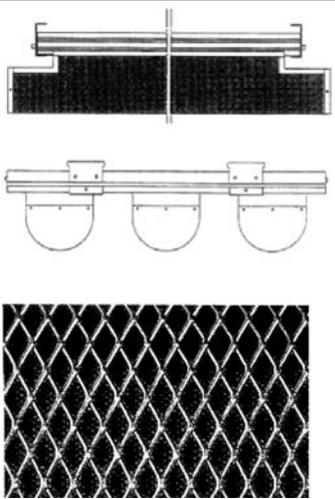
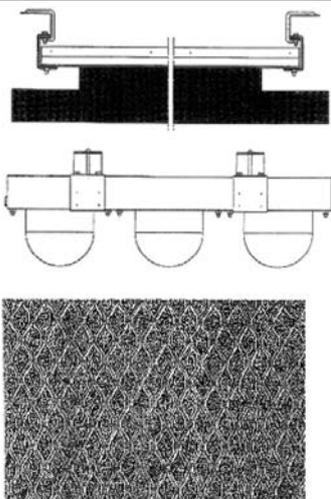
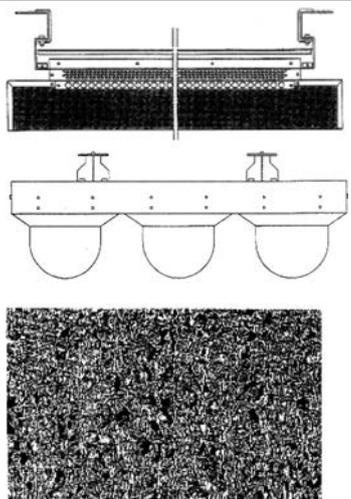
#### ②大阪高判平成 12 年 12 月 1 日「薬剤分包機用紙管」(意匠類似)

<p>意匠権 625445 号</p> 	<p>被告薬剤分包機用紙管 (芯管)</p> 
--	---

(3) 東京地判平成 13 年 4 月 20 日「商品前出陳列用具」(意匠非類似)

意匠権 1041955 号「商品前出陳列用具」	被告製品「商品前出し装置」
	

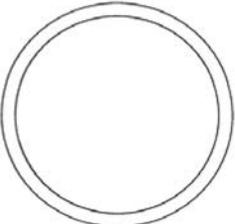
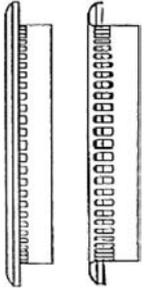
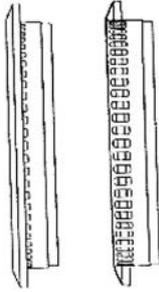
(4) 大阪地判平成 14 年 2 月 19 日「足場板」(意匠非類似)

意匠権 1034463 号		
		
イ号物件	ロ号物件	ハ号物件
		

「本件登録意匠及びイ号意匠ないしハ号意匠の足場板は、いずれも、高架橋の下方に多数並べて設置して用いられるものであるから、予定された使用状態においては、各足場板単体が 1 個の上部枠体と下面板からなる

ものか、それとも 3 個の上部枠体と下面板からなるものかという違いは、美感の上で差異をもたらすものではなく、このことを考慮すれば、各意匠の類比を判断するに当たっても上記の差異を重視することは相当でない。」

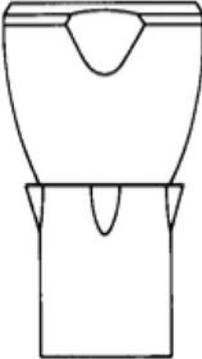
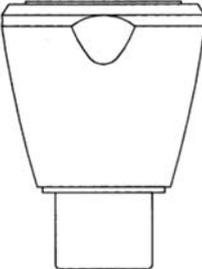
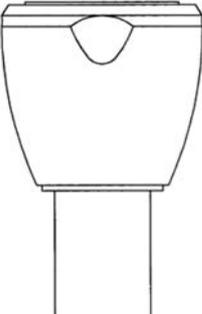
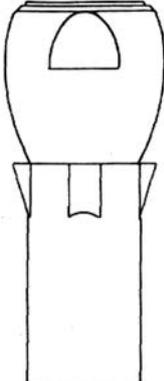
(5) 名古屋地判平成 14 年 7 月 18 日「ロースターのプレート」(意匠非類似)

丁意匠権 777252 号	本件プレートチ	本件プレートチ 2
		

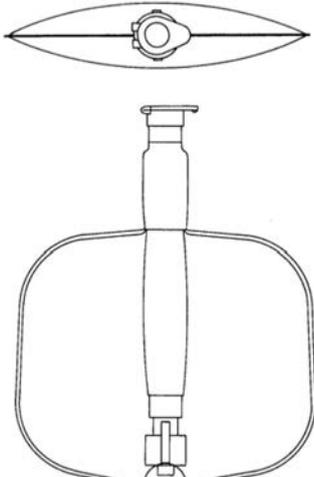
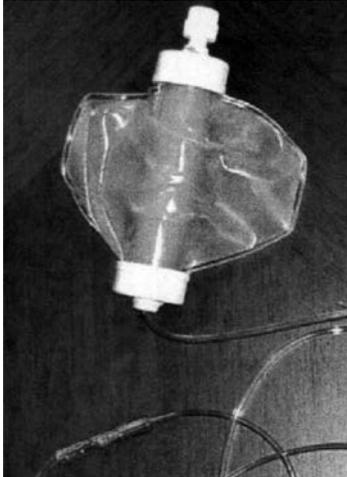
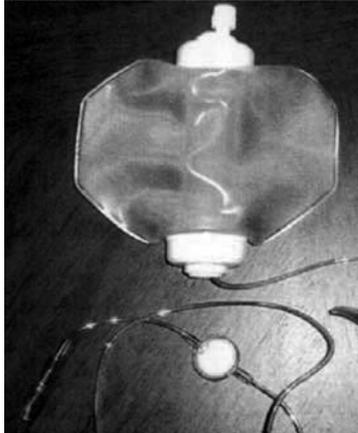
「本件プレートチ、チ 2 は、被告意匠権 (1038433 号) の実施品であるところ、…原告がその登録を無効とする審決を求めた審判において、特許庁もほぼ同様の理

由で請求を排斥する審決をしたことが認められるが、この事実も上記判断の正当性を裏付けるものといえる。」

(6) 東京地判平成 14 年 9 月 27 日「コンクリート構築用埋込み具」(意匠類似)

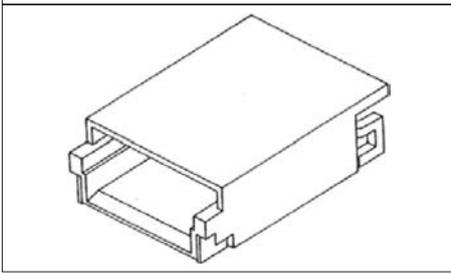
本件意匠権 755800 号	類似意匠 1 号	類似意匠 2 号	被告製品 (2)
			

(7) 東京地判平成 15 年 2 月 21 日「薬液持続注入器」(意匠非類似)

意匠権 928441 号	被告製品 (1)	被告製品 (2)
		

(8) ①東京地判平 16 年 10 月 29 日「プリント配線板用コネクタ」

意匠権 1018719 号



「被告製品は、液晶テレビ及び液晶モニターという完成品であり、被告コネクタは、被告製品に内蔵されているプリント配線板の一部品として使用されているのであるから、被告が取り扱う過程での被告製品の流通過程をみる限り、被告コネクタは、被告製品に内蔵されたままの状態で見えず被告製品の取引者、需要者が外部から視覚を通じて認識されることはない。そうすると、被告コネクタの意匠は、被告が関与する流通過程においては、本件意匠権の保護の対象とはならないというべきであるから、被告製品の輸入販売は、本件意匠権の侵害とはならない。」「被告が輸入

販売した物品は、液晶テレビ及び液晶モニターであるのに対し、本件意匠権の意匠に係る物品は、プリント配線板用コネクタであるから、液晶テレビ及び液晶モニターを輸入販売したとしても、本件意匠を実施したことにはならない。」

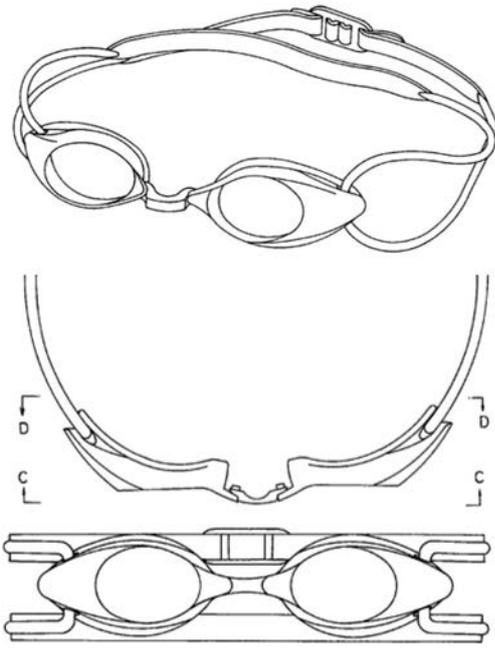
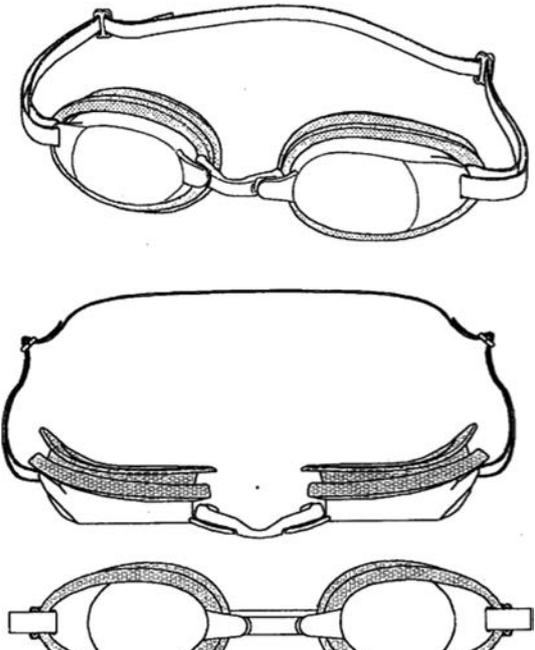
②知財高判平成 17 年 8 月 30 日

「被告製品の故障による修理、あるいは改造を目的として筐体を取り外した場合には、被告コネクタの外観が認識されることになるとしても、それは被告が関与する流通過程であるとはいえない」

(9) 大阪地判平成 18 年 12 月 7 日「マンホール蓋受枠」(意匠類似)

意匠権 868946 号	イ号製品①	イ号製品②
意匠権 971233 号	ロ号製品①	ロ号製品②

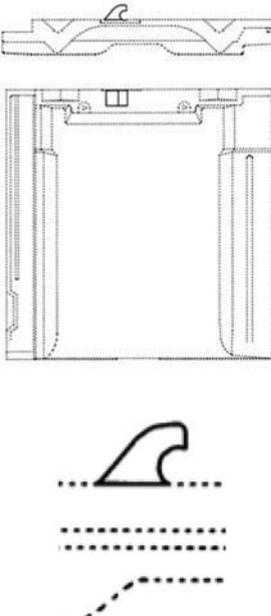
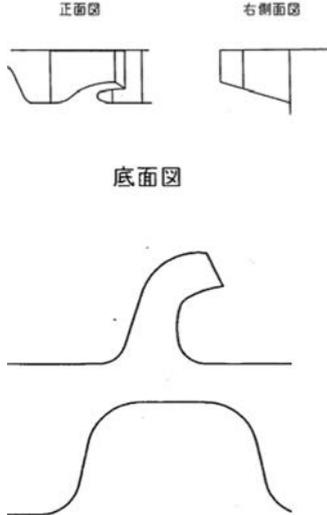
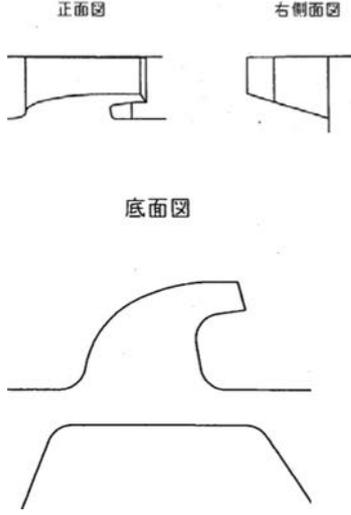
(10) 大阪地判平成 19 年 4 月 19 日「水中眼鏡」(意匠非類似) (判時 1983 号 126 頁)

意匠権 988008 号	被告製品
	

被告製品は、「本件登録意匠のように、正面から見たアイカップの形状が鼻ベルトの形状と一体となって、全体として横長の流れるような流線形状をなし、

シャープでスポーティ感があり、かつ、スマートな美感をもたらしていない」「要部において顕著に異なるもの」である。

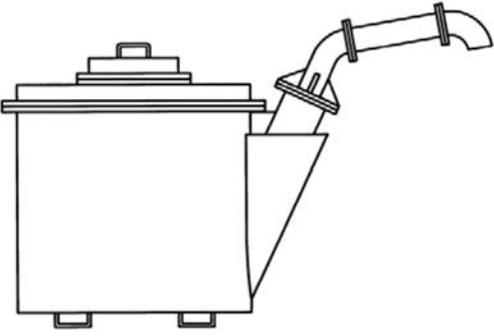
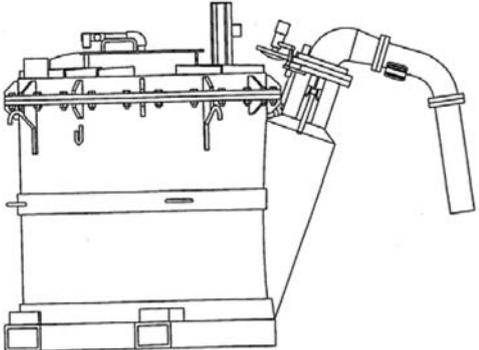
(11) 大阪地判平成 19 年 10 月 1 日「平板瓦」(意匠非類似)

意匠権 1174461 号部分意匠	イ号物件	ハ号物件
	<p>正面図 右側面図</p>  <p>底面図</p>	<p>正面図 右側面図</p>  <p>底面図</p>

(12) 大阪地判平成 20 年 1 月 22 日「マンホール蓋受枠」(意匠類似)

意匠は、(9) 大阪地判平成 18 年 12 月 7 日「マンホール蓋受枠」事件と同じ。

(13) ①東京地判平成 19 年 3 月 23 日「取鍋」(意匠類似)

意匠権 1137667 号	被告製品「取鍋」
	

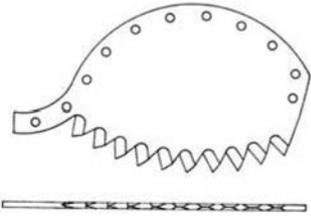
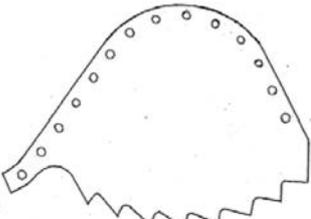
②知財高判平成 22 年 7 月 20 日「取鍋」(意匠類似)

「意匠の新規性(意匠法 3 条 1 項)及び創作非容易性(同条 2 項)という創作性の登録要件を充足して登録された意匠の範囲については、その意匠の美感をもたらす意匠的形態の創作の実質的価値に相応するものとして考えなければならず、公知意匠を参酌して、登録意匠が備える創作性の幅を検討する必要があるため、公知意匠を参酌することの必要性は、意匠法 41 条によって特許法 104 条の 3 が準用されるようになった後

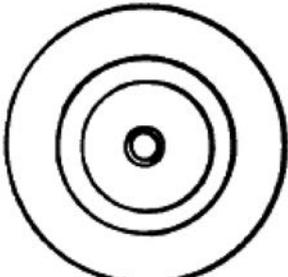
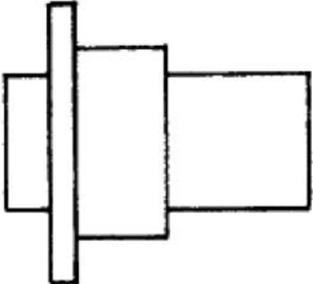
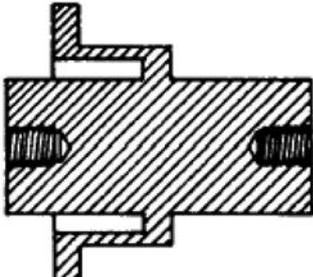
においても、完全に失われてはいないというべきである。

もともと、意匠とは、様々な要素の組合せ全体から構成される全体としての視覚情報が最終的には意味を有するものであり、一部に公知意匠が含まれても、他の要素と併存することで異なる意匠を構成することも想定されるため、要部認定に際して、周知又は公知の意匠を参酌するものの、周知又は公知の意匠が包含されることをもって、直ちにその部分が、要部から排除されるべきものとまではいえない。」

(14) 大阪地判平成 20 年 5 月 29 日「木製廃材切断機用刃」(意匠非類似)

意匠権 1183428 号	二号物件
	

(15) 大阪地判平成 20 年 9 月 11 日「カップリングホーン」(意匠非類似)

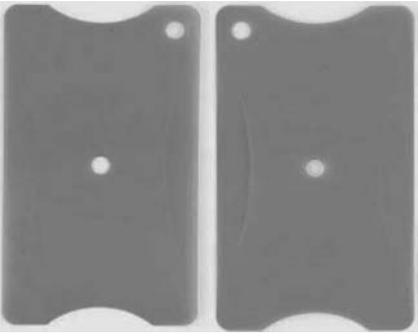
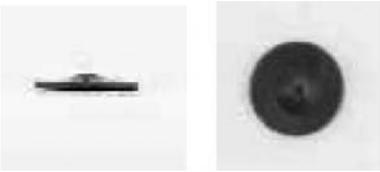
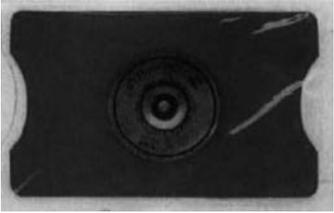
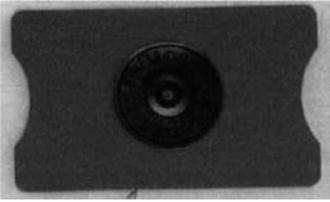
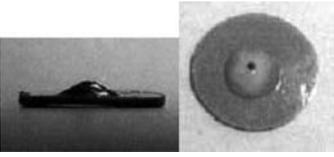
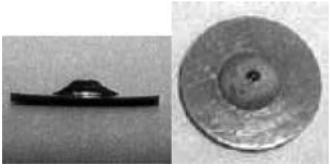
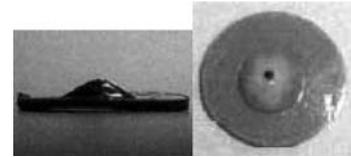
意匠権 846504 号		
		

「利用関係が成立しているかどうかについて判断するに当たっても、流通過程の中で外観に現れず、視覚

を通じて認識することができない物品の隠れた形状等については、これを考慮することができない」

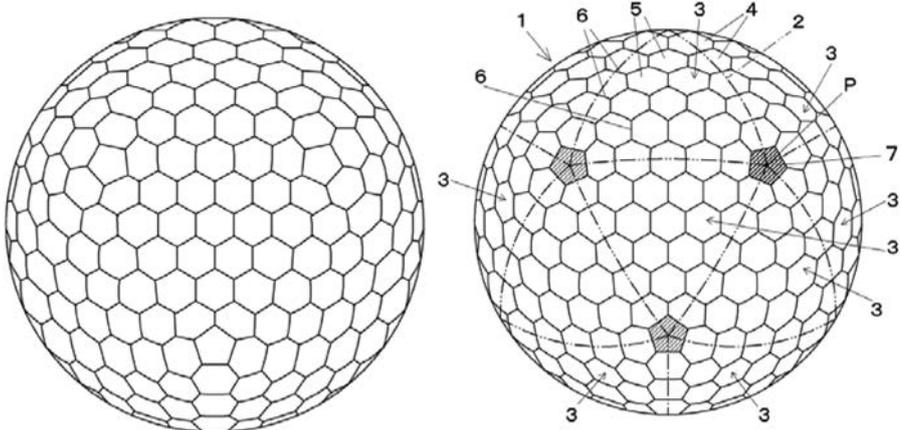
(16) ①東京地判平成 20 年 11 月 13 日「顕微鏡」(カード意匠と被告製品 1 及び 2 の意匠は類似。レンズチップ意匠と被告製品のレンズチップ意匠は類似。)

②知財高判平成 21 年 5 月 25 日「顕微鏡」(カード意匠と被告製品 1 及び 2 の意匠は類似。)

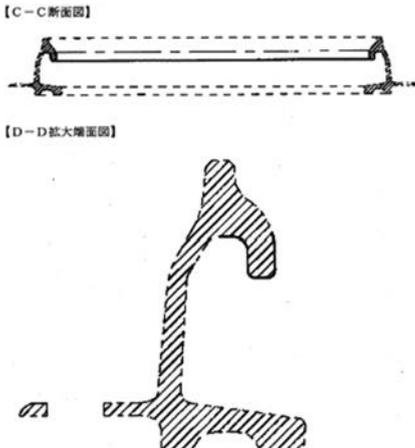
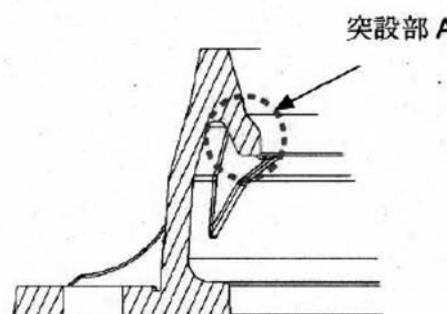
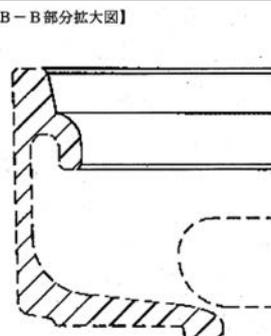
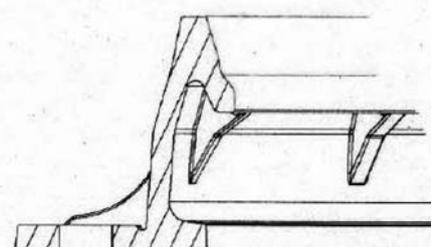
カード意匠権 1171883 号		レンズチップ意匠権 1171884 号	
			
被告製品 1	被告製品 2	被告製品 3	
			
			

(17) ①大阪地判平成 22 年 1 月 21 日「ゴルフボール」(意匠登録無効)

②知財高判平成 22 年 12 月 13 日「ゴルフボール」(意匠権：請求取り下げ)

意匠権 1300582 号


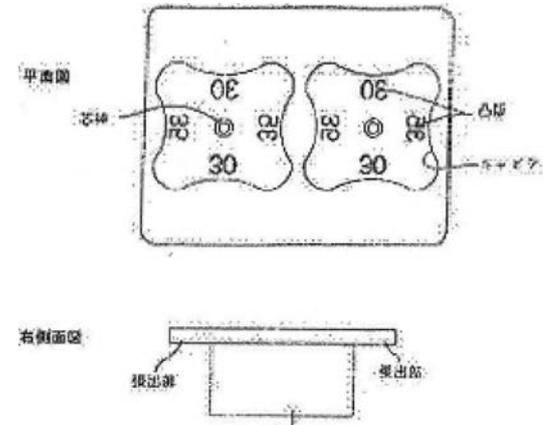
- (18) ①大阪地判平成 22 年 1 月 21 日「マンホール蓋用受枠」(意匠非類似)  
 ②知財高判平成 23 年 3 月 28 日「マンホール蓋用受枠」(意匠非類似)

<p>本件意匠権 A1215512 号 (部分意匠)</p> 	<p>被告製品 A</p> <p>(9) D-D 拡大図</p> 
<p>本件意匠権 C1215509 号 (部分意匠)</p> 	<p>被告製品 C</p> <p>(8) B 部分拡大図</p> 

「控訴人は、仮に、意匠の類否の判断において公知意匠を参酌するとしても、周知意匠に限って参酌すべき旨主張するが、上記のとおり、登録意匠が備える創作性の幅を検討する上で、公知意匠を参酌するもので

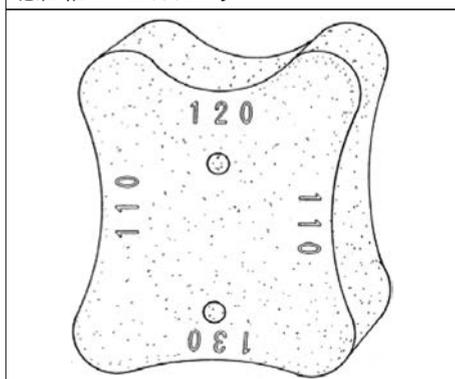
あって、その際、『公知意匠』の中で『周知意匠』のみを別異に扱う根拠はなく(意匠法3条2項参照)、上記主張は採用できない。」

- (19) ①大阪地判平成 21 年 8 月 27 日「鉄筋用スペーサーの成形金型」等 (意匠非類似)

<p>意匠権 2 : 1238637 号</p> 	<p>イ号-2 金型</p> 
--	---

②知財高判平成 22 年 5 月 21 日「鉄筋用スペーサー」(意匠登録無効)

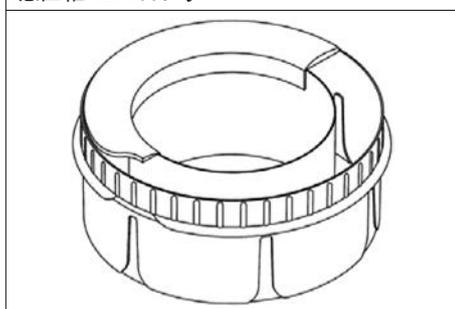
意匠権 1 : 1265621 号



(20) ①東京地判平成 23 年 12 月 26 日「汚物入れ用カセット」(意匠非類似)

②知財高判平成 25 年 2 月 1 日「汚物入れ用カセット」(意匠非類似)

意匠権 1224008 号



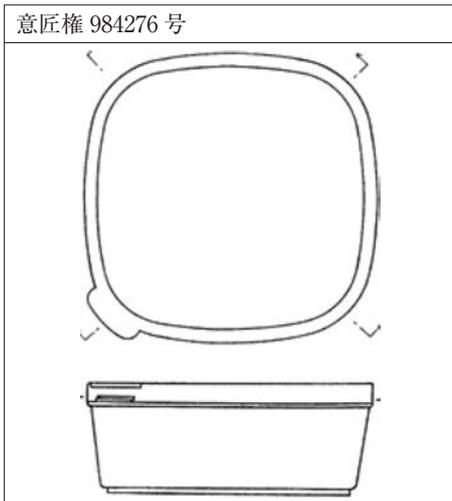
「登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面等に記載された意匠に基づいて定められなければならないところ(意匠法 24 条 1 項)、本件登録意匠(甲 8)の添附図面においては、延出部を完全リング形状とする図面はなく、添附された 7 枚の図面のうち、斜視図、正面図、平面図、背面図、右側面図の 5 枚のいずれの図面においても、延出部は半截リング形状をなすものとして表現されていること、本件意匠出願において、延出部を半截リング形状として記載したことが、内部構造を示すための表現であったことを窺わせるような事情も存しないこと等からすると、本件登録

意匠における延出部が「完全リング形状」と認めることはできない。

また、本件登録意匠の意匠に係る物品の説明欄には、「本物品は、汚物入れ等の中に装着されて使用されるものであり、その使用方法は、ドーナツ形凹陷部内に、引き出し可能に連続する多数の筒状の袋を収納し、順次その袋を引き出して、中央の穴に取り付け、汚物を回収するものである。」との記載があるが、上記説明欄の記載を考慮したとしても、かかる使用方法を実現するために、延出部の形状が必然的に「完全リング形状」となると解することはできない。」

(21) ①東京地判平成 23 年 12 月 28 日「包装用容器」(意匠非類似)

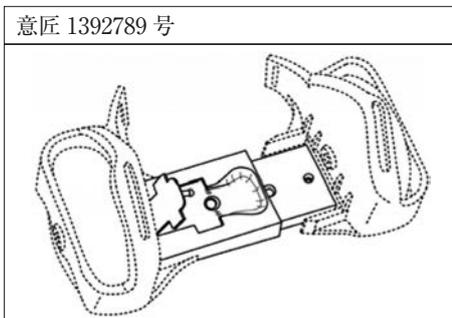
②知財高判平成 24 年 6 月 27 日「包装用容器」(意匠非類似)



原告は、意匠の要部が「(包装用容器全体を) 上部から見た形状」であることを前提とし、被告製品との美感の類似性を主張した。しかし、裁判所は、「平面視における外部輪郭の形状については前記 (2) のとおり多

数の公知意匠が存在することを参酌すれば、本件意匠の要部、すなわち、本件意匠に係る物品である包装用容器において、摘みの部分が需要者の注意をひく部分である」として、両意匠は非類似と判断された。

(22) 平成 25 年 4 月 19 日「履物装着用ヒールローラー」(意匠類似)



「原告は、被告製品から取り外したローラーは「侵害の行為を組成した物」(実用新案法 27 条 2 項、意匠法 37 条 2 項) であり、廃棄の対象となると主張する。

しかし、実用新案法 27 条 2 項、意匠法 37 条 2 項にいう「侵害の行為を組成した物」とは、侵害行為の必然的内容をなす物、すなわち、それなしには侵害行為が成立し得ない物をいうと解するのが相当である。

被告製品に用いられていたローラーであっても、被告製品から取り外された後は、侵害行為の必然的内容をなすものとはいえず、被告製品に用いられていたローラーを実用新案法 27 条 2 項、意匠法 37 条 2 項にいう「侵害の行為を組成した物」として廃棄を求めることはできない。」

用」(特許 6 頁以下)、「出願変更制度活用」(同 21 頁以下)、「出願変更活用事例」(34 頁以下)として報告されている。

(2) 例えば、医療器具「天井走行式管球装置」の「コンセプト内容を特許で出願し、その「ワンハンドコントローラ」について、「最終形態が出来上がった意匠出願と同時期に追加で出願し…意匠・特許の両方で出願することによりデザイン+機能をカバー」した事例が紹介されている(蜂谷晃「株式会社日立メディコ製一般 X 線撮影装置「Radnext PLUS」の開発におけるデザインの関わり」特許 2013.11.1. No.271, 30 頁。)

(3) 日本弁理士会発行の『意匠活用レシピ』でも、「活用レシピ 2: 機能的意匠で特許とコラボ」が挙げられている。

(4) 最近では、「機能性に関連する形状等も美感を判断する要素である」と説示した裁判例もある(知財高判平成 24.6.28「日違い修正用治具」平成 23(ネ)10085)。

(5) 意匠法特有の制度(秘密意匠制度、関連意匠制度等)の有効性を指摘するものもある(折居章「意匠制度の活用について」(『知財立国の発展へ(竹田稔傘寿記念)』(2013 年 9 月発明推進協会) 997 頁) 参照。)

注

(1)それぞれ、特許 2013 年 9 月号に「特許と意匠の併

事件通番	事件名	権利内容	被告製品	侵害の有無	差止・損害額
1	東京地判平成12年8月31日「カメラ」平成8(ワ)16782号	特許権①, 実用新案権②ないし④	被告製品(一)ないし(三)	○	<差止認容> 500万円及び2342万8096円
		意匠権⑤760922号(類似7号)	被告製品(一)	○	
		意匠権⑥913842号	被告製品(二)	○	
		意匠権⑦919641号(類似1号)	被告製品(三)	○	
2	大阪地判平成12年2月3日「薬剤分包機用紙管」平成10(ワ)11089号	意匠権625445号「薬剤分包機用紙管」	薬剤分包機用紙管(芯管)に分包紙が巻き付けられた商品	○	<差止認容>(意匠権は平成11.2.28消滅)1011万5045円
		実用新案権2015820号「薬剤分包用紙の芯管」		○	
	大阪高判平成12年12月1日「薬剤分包機用紙管」平成12(ネ)728号	意匠権625445号「薬剤分包機用紙管」	薬剤分包機用紙管(芯管)に分包紙が巻き付けられた商品	○	420万8008円(意匠権は平成11.2.28消滅)
		実用新案権2015820号「薬剤分包用紙の芯管」		×	権利消尽
3	東京地判平成13年4月20日「商品前出陳列用具」平成12(ワ)10050号	特許権3022544号「商品陳列取出ユニット」	被告製品「商品前出し装置」	×	非類似
		意匠権1041955号「商品前出陳列用具」		×	
4	大阪地判平成14年2月19日「足場板」平成11(ワ)11856号	特許権2676598号「高架橋の足場兼用吸音部材」(無効)		×	
		意匠権1034463号「足場板」	イ号, ハ号, ロ号物件	×	
5	名古屋地判平成14年7月18日「ロースターのプレート」平成11(ワ)2311号	甲特許権1608334号「多目的ロースター」	本件装置イ, イ2, ロ, ロ2, ロ3を構成内容とする本件製品(1)ないし(4)3	×	非類似
		乙実用新案権2106398号「ロースターにおける立消え安全装置」		×	
		丙実用新案権2012006号「セラミック炭ロースター」		×	
		丁意匠権777252号「ロースターのプレート」		×	
6	東京地判平成14年9月27日「コンクリート構築用埋込み具」平成13(ワ)27381号	「インサート器具」(特許)	被告製品(1)	×	<差止認容> 1万6020円
		「コンクリート構築用埋込み具」意匠権755800号	被告製品(2)	○	
7	東京地判平成15年2月21日「薬液持続注入器」平成14(ワ)1657号	特許権2568289号「バルーン付き薬液持続注入器」	被告製品(1), (2)	×	非類似
		意匠権928441号「薬液持続注入器」		×	
8	東京地判平成16年10月29日「プリント配線板用コネクタ」平成16(ワ)793号	特許権3262726号「雄コネクタ」	被告製品液晶テレビ等(部品を使用する)	×	非類似
		意匠権1018719号「プリント配線板用コネクタ」		×	
	知財高判平成17年8月30日「プリント配線板用コネクタ」平成17(ネ)10016号	特許権3262726号「雄コネクタ」	被告製品液晶テレビ等(部品を使用する)	×	非類似
		意匠権1018719号「プリント配線板用コネクタ」		×	

9	大阪地判平成 18 年 12 月 7 日「マンホール蓋受枠」平成 18(ワ)1304 号	①意匠権 1: 868946 号「マンホール蓋受枠」	イ号製品①及び②	○	< 差止認容 > 568 万 8000 円
		②意匠権 2: 971233 号「マンホール蓋受枠」	ロ号製品①及び②	○	
		③実用新案権 2525650 号「地下構造物用蓋受枠」	イ号製品①及びロ号製品①	○	
10	大阪地判平成 19 年 4 月 19 日「水中眼鏡」平成 17(ワ)12207 号	特許権 3615530 号「ゴーグル」(本件特許 1, 2, 4 は無効, 本件特許 5 のみ有効)	被告製品「子供用水中ゴーグル」	○	< 差止認容 > 72 万 5968 円
		意匠権 988008 号類似 1 ないし 5「水中眼鏡」		×	非類似
11	大阪地判平成 19 年 10 月 1 日「平板瓦」平成 18(ワ)4494 号	特許権 2: 3706625 号「防災瓦」	イ号物件, ハ号物件	×	非類似
		特許権 3: 3490998 号「瓦の成形方法」		×	
		意匠権 1174461 号「平板瓦」(部分意匠)		×	
12	大阪地判平成 20 年 1 月 22 日「マンホール蓋受枠」平成 19(ワ)2366 号	①意匠権 1: 868946 号「マンホール蓋受枠」	イ号製品①及び②	○	< 差止認容 > 1076 万 8600 円
		②意匠権 2: 971233 号「マンホール蓋受枠」	ロ号製品①及び②	○	
		③実用新案権 2525650 号「地下構造物用蓋受枠」	イ号製品①及び②, ロ号製品①及び②, ハ号製品①及び②	○	
		④特許権 2714360 号「地下構造物用蓋の受枠構造」	ハ号製品①及び②, ニ号製品	○	
13	東京地判平成 19 年 3 月 23 日「取鍋」平成 16 年(ワ)第 24626 号	特許権 1: 3323489 号「熔融金属供給用容器」	被告製品「取鍋」	○	< 差止認容 > 7293 万 7600 円
		特許権 2: 3489081 号「容器」		×先使用	
		特許権 3: 3489678 号「容器」		×無効	
		特許権 4: 3505137 号「容器, 熔融金属供給方法及び熔融金属供給システム」		×無効	
		特許権 5: 3492677 号「熔融金属供給用容器及び安全装置」		○	
		特許権 6: 3492680 号「安全装置及び熔融金属搬送方法」		×先使用	
		特許権 7: 3574128 号「安全装置及び熔融金属搬送方法」		×先使用	
		意匠権 1137667 号「取鍋」		○	
知財高判平成 22 年 7 月 20 日「取鍋」平成 19(ネ)10032 号		特許権 1: 3323489 号「熔融金属供給用容器」	被告製品「取鍋」	○	< 差止認容 > 4968 万 8617 円
			被告製品(設計変更後)	×	
		特許権 3: 3489678 号「容器」	被告製品「取鍋」	○	
			被告製品(設計変更後)	×	
		特許権 4: 3505137 号「容器, 熔融金属供給方法及び熔融金属供給システム」	被告製品「取鍋」	○	
			被告製品(設計変更後)	×	
		特許権 5: 3492677 号「熔融金属供給用容器及び安全装置」	被告製品「取鍋」	○	
	被告製品(設計変更後)	○			
意匠権 1137667 号「取鍋」	被告製品「取鍋」	○			
	被告製品(設計変更後)	○			

14	大阪地判平成 20 年 5 月 29 日「木製廃材切断機用刃」平成 18(ワ)8725 号	特許権 1: 3553514 号「廃材用切断装置」	ハ号物件「廃材用切断機」	○	<差止認容> 3000 万円	
		特許権 2: 3593514 号「廃材用切断装置」	ハ号物件「廃材用切断機」 イ号物件, ロ号物件 (間接侵害)	○ ○		
		意匠権 1183428 号「木製廃材切断機用刃」	ニ号物件「刃」	×		非類似
	知財高判平成 21 年 1 月 28 日「木製廃材切断機用刃」平成 20(ネ)10054 号等	特許権 1: 3553514 号「廃材用切断装置」	ハ号物件「廃材用切断機」	○	<差止認容> 300 万円	
		特許権 2: 3593514 号「廃材用切断装置」			(特許 2 は無効につき請求取下)	
		意匠権 1183428 号「木製廃材切断機用刃」	ニ号物件「刃」	×	非類似	
15	大阪地判平成 20 年 9 月 11 日「カップリングホーン」平成 19(ワ)1411 号	実用新案権 2506321 号「超音波スピンドル」	イ号物件「超音波スピンドル」	×	(本件実用新案は無効)	
		意匠権 846504 号「カップリングホーン」	イ号物件の部品「US ホーン」	×	非類似	
16	東京地判平成 20 年 11 月 13 日「顕微鏡」平成 18(ワ)22106 号	特許権 3806828 号「対物レンズと試料との位置関係を逆にして拡大像を得る方法とその応用」	被告製品 1 (請求項 2, 3, 5 の侵害)	○	<差止認容> 585 万 6600 円	
			被告製品 2 (請求項 2, 3, 5 の侵害)	○		
			被告製品 3 (請求項 2, 3, 6 の侵害)	○		
		カード意匠権 1171883 号「顕微鏡」	被告製品 1	○		非類似
			被告製品 2	○		
			被告製品 3	×		
		レンズチップ意匠権 1171884 号「顕微鏡」	被告製品 1	○		非類似
			被告製品 2	○		
			被告製品 3	○		
		知財高判平成 21 年 5 月 25 日「顕微鏡」平成 20(ネ)10088 号等	特許権 3806828 号「対物レンズと試料との位置関係を逆にして拡大像を得る方法とその応用」	被告製品 1 (請求項 5 の侵害)		○
	被告製品 2 (請求項 5 の侵害)			○		
	被告製品 3 (請求項 6 の侵害)			○		
	カード意匠権 1171883 号「顕微鏡」		被告製品 1	○	非類似	
			被告製品 2	○		
被告製品 3			×			
レンズチップ意匠権 1171884 号「顕微鏡」	被告製品 1		×	非類似		
	被告製品 2		×			
	被告製品 3	×				
17	大阪地判平成 22 年 1 月 21 日「ゴルフボール」平成 20 年(ワ)第 5712 号)	特許権 3478303 号「ゴルフボール」	被告各製品 (イ号物件なしハ号物件)	×	(本件特許は無効)	
		意匠権 1300582 号「ゴルフボール」	被告各製品 (イ号物件なしハ号物件)	×	(本件意匠登録は新規性欠如の無効理由あり)	
	知財高判平成 22 年 12 月 13 日平成 21(ネ)10063	特許権 3478303 号「ゴルフボール」	被告各製品 (イ号物件なしハ号物件)	×	(本件特許は進歩性欠如の無効理由あり)	
		意匠権 1300582 号「ゴルフボール」	被告各製品 (イ号物件なしハ号物件)		<請求の訴えを取り下げ>	

18	大阪地判平成 22 年 1 月 21 日「マンホール蓋用受枠」平成 20(ワ)14302 等	(A 事件) 本件意匠権 A 1215512 号「マンホール蓋用受枠」(部分意匠)	被告製品 A「円形消火栓用鉄蓋の受枠」	×	非類似
		(B 事件) 特許権 3886037 号発明の名称「地下構造物用丸型蓋」	被告製品 B「円形消火栓用鉄蓋」(「イ号製品 B」, 「ロ号製品 B」)	×	
		(C 事件) 本件意匠権 C1215509 号「マンホール蓋用受枠」(部分意匠)	被告製品 C「円形消火栓用鉄蓋の受枠」(「イ号製品 C」, 「ロ号製品 C」)	×	非類似
	知財高判平成 23 年 3 月 28 日「マンホール蓋用受枠」平成 22(ネ)10014	(A 事件) 本件意匠権 A 1215512 号「マンホール蓋用受枠」(部分意匠)	被告製品 A「円形消火栓用鉄蓋の受枠」(「被告製品 A」)	×	非類似
		(B 事件) 特許権 3886037 号発明の名称「地下構造物用丸型蓋」	被告製品 B「円形消火栓用鉄蓋」(「イ号製品 B」, 「ロ号製品 B」)	○	<差止認容> 100 万円
		(C 事件) 本件意匠権 C 1215509 号「マンホール蓋用受枠」(部分意匠)	被告製品 C「円形消火栓用鉄蓋の受枠」(「イ号製品 C」, 「ロ号製品 C」)	×	非類似
19	大阪地判平成 21 年 8 月 27 日「鉄筋用スペーサーの成形金型」等平成 20 年(ワ)第 3277 号)	特許権 3732202 号「鉄筋用スペーサー」	イ号製品ないしハ号製品	×	
		意匠権 1: 1265621 号「鉄筋用スペーサー」	ロ号製品	×	(意匠登録 1 は, 意匠法 3 条 2 項に該当し, 無効)
		意匠権 2: 1238637 号「鉄筋用スペーサーの成形金型」	イ号-2 金型ないしイ号-6 金型	×	いずれも非類似
	大阪高判平成 22 年 5 月 21 日「鉄筋用スペーサー」平成 21(ネ)2465	意匠権 1: 1265621 号「鉄筋用スペーサー」	ロ号製品	×	(意匠登録 1 は, 意匠法 3 条 2 項に該当し, 無効)
20	東京地判平成 23 年 12 月 26 日「汚物入れ用カセット」平成 21(ワ)44391	特許権 4402165 号「ごみ貯蔵カセット及びごみ貯蔵機器」	イ号物件	○	<差止認容> 2113 万 9152 円
		意匠権 1224008 号「汚物入れ用カセット」	イ号物件	×	非類似
	知財高判平成 25 年 2 月 1 日「汚物入れ用カセット」平成 24(ネ)10015	特許権 4402165 号「ごみ貯蔵カセット及びごみ貯蔵機器」	イ号物件	○	<差止認容> 1 億 4807 万 7022 円
		意匠権 1224008 号「汚物入れ用カセット」	イ号物件	×	非類似
21	東京地判平成 23 年 12 月 28 日「包装用容器」平成 22(ワ)32858	本件特許権 3155677 号「開蓋防止機能付き密閉容器」	被告製品	×	
		本件意匠権 984276 号「包装用容器」	被告製品	×	非類似
	知財高判平成 24 年 6 月 27 日「包装用容器」平成 24(ネ)10011	本件特許権 3155677 号「開蓋防止機能付き密閉容器」	被告製品	×	
		本件意匠権 984276 号「包装用容器」	被告製品	×	非類似
22	東京地判平成 25.4.19「履物装着用ヒールローラー」平成 24(ワ)8221	実用新案権 3157614「履物装着用ヒールローラー」	被告製品	○	<差止認容> 20 万 3700 円 (侵害に争いなし)
		意匠権 1392789 号	被告製品	○	

(原稿受領 2014. 7. 14)